

大郷町公告第 4 1 号

大郷町普通財産の売払い（先着順による売却）

普通財産を先着順による随意契約により売払いますので、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 及び大郷町普通財産売払い事務処理要綱第 1 8 条第 1 項第 5 号の規定に基づき公告する。

令和 5 年 6 月 7 日

大郷町長 田 中 学

1. 売払いに付する事項

(1) 物件の概要・最低見積価格

番号	所在地	地目	地積	最低見積価格
No. 1	粕川字山中 9 番 6	宅地	271.41 m ²	3,094,074 円
No. 2	中村字東沢 1 1 番 1	宅地	3,731.70 m ²	27,987,000 円

2. 申請資格

(1) 申請ができる方は、下記のとおりです。

- ・No. 1 は、個人の方で、本町に住所を置く方または本町に住民登録をし居住される方。
- ・No. 2 は、本町において事業所を建築する予定の事業者又は不動産業者

(2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に該当しないこと。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の各号の規定に該当しないこと。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は、暴力団員等（大郷町暴力団排除条例（平成 25 年大郷町条例第 4 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。

(5) 国税・都道府県税・市町村税に滞納がないこと。

(6) 2 者以上で共有の申し込みも可能とする。

(7) 財産の引き渡し後、1 年以内に建築着工ができる方。

3. 売払い手続等

(1) 担当課

担当課	電話番号	住所
大郷町 財政課管財係	022-359-5501	〒981-3592 宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎 5 番地の 8

(2)申請書類の交付等

交付の時期：令和5年6月7日(水)から令和6年3月29日(金)までの土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時まで（ホームページから申し込み様式をダウンロードできます。）

(3)申請方法

提出は、郵送による方法（一般書留又は簡易書留）のほか宅配による送致、直接持参による方法とする。

また、同一物件で複数人から同時に提出された場合は、くじによる抽選とします。

(4)提出書類（提出された書類は返却しません。）

提出書類	個人又は法人
①申請書	普通財産売払申請書（様式第5号）
②身分証明書等	住民票抄本又は外国人登録原票記載事項証明書 （法人の場合は登記事項証明書） 印鑑登録証明書
③納税証明書	納税証明書
④誓約書	誓約書（別記様式第1号及び同別紙）

なお、証明書類は発行後1ヶ月以内のものに限る。共有の場合は連名者全員の書類を添付すること。

4. 申請にあたっての留意事項

(1) 申請者は、各自において現地を確認すること。

5. 契約保証金

申請者は、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、全額を売買契約と同時に納付する場合は免除とする。

6. 所有権の移転

(1) 売買代金全額の納付があった場合、所有権を移転し、物件を引き渡すものとする。

(2) 物件は、現況有姿で引き渡すものとする。

(3) 所有権移転登記は、大郷町が行うが、登記に要する費用は買受者の負担とする。

7. 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用は、全て買受者の負担とする。

(1) 契約書に貼付する収入印紙

(2) 所有権移転登記に要する登録免許税

(3) 売買代金完納後における公租公課

(4) その他契約に要する費用

8. 契約の解除

(1) 買受者が期日までに売買代金を納付しないとき。

(2) 買受者が契約の解除を申し出たとき。

(3) 買受者が契約条項又は大郷町普通財産売払い事務処理要綱に違反したとき。

この場合の契約保証金は、大郷町に帰属する。

また、買受者は大郷町の定める期限まで自己の費用で土地を原状に復して大郷町に引渡しを行い、所有権移転登記に必要な関係書類を提出すること。

9. 契約の特約

(1) 契約不適合責任

売却する土地に隠れた欠陥や不具合があっても、大郷町はその責めを負わない。

10. その他付帯事項

- (1) 公告に定めのない事項については、地方自治法・同施行令及び大郷町財務規則、大郷町普通財産売払い事務処理要綱に基づき処理する。

問い合わせ先

宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎 5 番地の 8

大郷町役場 財政課 管財係

TEL 0 2 2 - 3 5 9 - 5 5 0 1 (直通)